

令和5年第6回 笠間市農業委員会総会会議録

令和5年6月28日 開会
令和5年6月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和 5 年笠間市農業委員会第 6 回定例総会

〔令和 5 年 6 月 2 8 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 5 号 農地法第 3 条買受適格証明願について
- 日程第 8 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第 10 議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 日程第 11 議案第 9 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について
- 日程第 12 報告第 1 号 農地法第 5 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
- 日程第 13 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 14 報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
- 日程第 15 報告第 4 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
- 日程第 16 報告第 5 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 5 号 農地法第 3 条買受適格証明願について

- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第10 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 日程第11 議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について
- 日程第12 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
- 日程第13 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第14 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
- 日程第15 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
- 日程第16 報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

出席委員

1番	埴 博 光 君	11番	鶴 田 英 樹 君
2番	高 野 尚 夫 君	12番	長谷川 隆 君
3番	青 木 勝 照 君	13番	山 口 忠 栄 君
4番	石 川 馨 君	14番	小 沼 祐 君
5番	伊 藤 孝 洋 君	15番	込 山 祐 一 君
6番	柳 橋 泰 君	16番	大 橋 正 義 君
7番	入 江 保 夫 君	17番	佐 藤 清 章 君
8番	長谷川 愛 子 君	18番	田 山 悦 子 君
9番	國 谷 博 隆 君	19番	永 田 良 夫 君
10番	菅 井 亘 君		

欠席委員

な し

出席説明員

農業委員会事務局長	福 嶋 猛 君
農業委員会事務局長補佐	菅 谷 清 二 君
農業委員会事務局係長	松 本 高 彦 君

午後 1 時 3 3 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） ただいまから令和 5 年第 6 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員 19 名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により 13 番山口忠栄委員、並びに 14 番小沼 祐委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 33 について、議席番号 5 番、8 番委員より調査報告を願います。

○5 番（伊藤孝洋君） 調査番号 33 番につきまして、調査の結果を報告いたします。

去る 6 月 21 日 7 時 30 分頃より、指名調査委員 2 名と譲受人及び代理人立会いの下、調査してまいりました。渡人は、東京と遠方のため、代理人が連絡を取っていただきまして、全部代理しますということでありますので、調査しました。なお、申請地、申請目的については、議案書のとおりであります。

場所は、芸術の森公園東口入り口より、笠間市内に向け 300 メートルくらい行ったところ

の一区画です。これは、譲渡人が親からの遺産相続で得た土地ですが、遠方のため管理もできず、また、譲受人が以前からその農地を耕作していたために、譲受人に一括して売却するということでもあります。

受人は、規模拡大するためということでもありますし、譲受人は認定農業者でもあります。その他利用計画についても何ら問題なく、資金調達は自己資金ということでもあります。権利関係は売買ということでもあります。その他問題ないと見てまいりましたので、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の34について、議席番号1番、10番委員より調査報告をお願いします。

○10番（菅井 亘君） 番号34について、調査結果を報告いたします。

6月23日、調査委員2名、推進委員1名、申請人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書のとおりでございます。申請内容は、売買による共有地の所有権の移転でございます。

申請場所は、才木交差点から県道61号線を北に6キロメートル進み、市道と丁字路交差点を池野辺方面に右折しまして、涸沼川がございます、それを渡っての近くでございます。譲渡人は、記載のように高齢で農業も不可能でございます。また、譲受人は農業経営も行っており、近所の方でございまして、受けることになりました。農機具等も一式保有して作業しております。申請書の内容についても、詳細に記載はされております。ですので、許可相当と判断いたします。よろしく協議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の35、36について、議席番号7番、16番委員より調査報告をお願いします。

○7番（入江保夫君） 申請番号35、36について、御報告いたします。

最初に、申請番号35は、6月22日、指名調査委員全員と譲受人、届出代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。申請場所、譲渡人、譲受人の住所及び氏名は、議案書のとおりです。権利移転は贈与です。

現地場所は、国道50号線を笠間から筑西方面に進行し、笠間市稲田の飯合の交差点を左折した後、稲田川を渡り、すぐに左折した50メートル進んだ水田のところでは、申請理由としては、譲受人は自家圃場に隣接しており、規模拡大を図りたいということです。譲渡人は、譲受人の意向に応じたいとのことです。

現地確認をした結果、特段、周囲に対し問題等はないと判断してまいりました。また、申請に関する書類も完備しており、許可相当と思われます。

引き続き、申請番号36につきましては、御報告いたします。

申請番号36は、6月22日、指名調査委員全員と譲渡人、届出代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。申請場所、譲渡人、譲受人の住所及び氏名は、議案書のとおりです。権利移転は贈与です。

現地場所は、先ほど報告しました申請番号35の圃場から南西に20メートル行った水田地帯の中です。申請理由としましては、譲受人は、農業経営の安定のため、土地改良後の土地を確保するとの観点からです。譲渡人は、譲受人の意向に応ずることです。

現地確認をした結果、特段、周囲に対し問題はないと判断してまいりました。また、申請に関する書類も完備されており、許可相当と思われます。

以上2件について、御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の37について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いします。

○4番（石川 馨君） 番号37番につきまして、調査の結果を報告いたします。

6月23日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者につきましては、電話で確認をしております。申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、特別養護老人ホーム穴戸苑の北側100メートル辺りのところです。申請者は、自家用野菜を作るため、売買にて申請地を取得するものであります。本人は、祖父の農作業の手伝いをしていたとのことであり、経験はあるとのことでありました。

現地は、休耕地で草が生えていたものが耕耘され、きれいになっておりました。関係書類も完備されており、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の38について、議席番号6番、12番委員より調査報告をお願いします。

○12番（長谷川 隆君） 番号38について、調査結果を報告します。

6月22日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、岩間中学校から西に500メートル入った道路沿いです。譲受人の申請理由は、経営面積の拡大を図り、経営の安定を図る。譲渡人の申請理由は、要望に応じて譲り渡すということです。

畑の耕作については、栗の栽培を行います。農機具について、トラクター、軽自動車を保有しています。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の39について、議席番号3番、13番委員より調査報告をお願いします。

○3番（青木勝照君） 調査番号39番について、調査結果を報告いたします。

6月24日、指名調査委員及び推進委員と譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線バイパスと県道上吉影岩間線の十字路を石岡方面に向かい、100メートルぐらい行ったところの丁字路を左に曲がり、100メートルぐらい行ったところの

右側の土地です。譲受人は、農業経営規模拡大が目的です。譲渡人は、相手の要望に応じて譲渡することになりました。

農業従事者は3人で、トラクターや乗用草刈り機、軽トラ等の農機具を所有しています。申請地の作物は粟です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができると思われます。また、地理的条件等から見て、効率的に耕作等の行為はできるものと考えます。権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の40について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号40につきまして、調査結果の報告をいたします。

6月25日8時より、指名調査委員2名と代理人、譲受人、譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、県道石岡城里線を下安居十字路から北へ300メートルを右折し、100メートルの右側と、下安居十字路を北へ400メートルを左折し、200メートルの左側の2か所です。譲受人の申請事由は、農業経営の規模拡大のために申請地を取得したいということです。2人の譲渡人の申請事由は、農業後継者がいないため荒らしてしまうので、譲り渡すことにしました。

取得後の申請地は、サツマイモを栽培するそうです。農業機械も一通り完備されており、このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の33から40につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

13番。

○13番（山口忠栄君） 40番のことなんですが、筆数が3筆になっているんですが、合計で2筆になっているんですが……。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後1時49分休憩

午後 1 時 5 1 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

15番。

○15番（込山祐一君） 番号37番の自給営農という、これは誰でも営農できるという形になったということなんですけれども、最低限の何かがあるのかなと思い、教えていただきたいなど。最低限の規約というか……。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 規約というものは今のところないんですけれども、前には5反歩要件があって、それ以外に全部効率利用要件があって、地域との調和要件、今までも4項目を皆さんチェックしていただいて、営農できるということで判断されていたかと思うんですけれども、そのうちの5反歩要件がなくなったということで、それ以外については、今回取得する面積について、農業の経験がある程度あって生産ができる能力がある、面積によっては機械がなくても、できる面積であれば、機械等のものについては、営農計画に基づいてこの畑全部を営農できると、各農業委員さんがヒアリングをさせていただいて判断していただければ、自給営農の場合にはそれでもできるということになっております。

小規模の場合には、その地域との要件というのはなかなか出てこないと思うんですけれども、荒らさない限りの知識と、この方ですと4年ぐらい、おじいちゃんと一緒に営農していて営農の経験はあるということで報告されていますので、自給営農、自家消費ですね、自家消費の場合には、その程度の経験と、あと耕作できる機械、手作業で耕作できる範疇であれば認められるということになるかと思います。

○議長（永田良夫君） よろしいですか。

○15番（込山祐一君） そのときそのときによって、判断するような形ですかね。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） そうですね。その自給営農をされる方が何を作るのか、栗を作るといえば、基本的には刈払い機と剪定と収穫ができるということになると大きな機械は必要ないでしょうし、野菜も、小さい面積で手で耕しきれるのであれば機械は必要ないでしょうし、必要なときには知り合いから借りてやるよということで、営農計画、整合性が取れば、借りてきてもできますし、そういうよどみなく説明を受けて、言い方は変ですけども、怪しくないなということであれば、営農計画と整合されていれば、よしとなるかと思います。

○15番（込山祐一君） 1年以内に栽培されていないとか、休耕してしまうとか、そういうときは、また新たに判断して報告するような形なんですか。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 基本的に、3条を受けた後は、営農計画に基づいた作付完了届が農業委員会のほうの事務局に提出されますので、それをもって自給営農をちゃんとしているかどうかというのは、確認はするようになるかと思います。

○15番（込山祐一君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（永田良夫君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大槁正義君） 番号2について報告します。

6月22日、調査委員2名と申請代理人1名にて現地調査を行いました。申請地、申請人、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、本戸のセキスイハウスの工場の信号を南に曲がって、吾国山方面に約300メートルくらい上がったメガソーラーが設置してある近くでした。

今回の申請は、平成15年に5条の規定による許可を受けた転用計画を変更したいという案件です。理由としては、当初、自己住宅建設をする予定だったのですが、敷地高低差が多く、造成などに多額の費用がかかるため、資金繰り困難のため、住宅建設を断念したとのことです。

駐車スペース、物置、道路などの住宅以外の設備は、既に整備されていました。周辺環境なども特に問題ないと見てきましたので、審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の11について、議席番号17番、18番委員より調査報告をお願いします。

○17番（佐藤清章君） 調査番号11について、調査の結果を報告いたします。

6月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、平町の大沢保育園のところから北へ200メートルほど進み、左折して90メートルほど入った左側です。申請人の申請理由は、兼業のため現在の規模の面積を耕作することが困難になってきたため、耕作面積を縮小するとともに、遊休農地の発生を防ぎ、将来的に安定した家賃収入を得るために共同住宅を建築し、経営するとしております。計画面積は875平方メートルで、木造2階建てを2棟建てるとしております。

隣接地の状況は、東側が宅地、南側、西側が申請人の畑、北側が道路となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の11につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第６、議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の45から49について、議席番号５番、８番委員より調査報告を願います。

○５番（伊藤孝洋君） 調査番号45から49まで、続けて報告をいたします。

まず、調査番号45につきまして、調査の結果を御報告いたします。

去る６月22日９時頃より、指名調査委員２名と貸人の立会いの下、調査をしてきました。受人、貸人については親子関係であり、受人は東京に住んでおり、親も高齢で農業ができないので、農地を活用したいために共同住宅を建てるということです。

現地は、笠間市内、しまむらの裏側の住宅地の一角です。東側、南側は宅地、西側、北側は道路です。取水は公共水道、雑排水は公共下水道、その他農地への影響はありません。資金計画については、借入資金ということであります。権利関係については、使用貸借ということであります。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

続きまして、46番につきましては、調査結果を御報告いたします。

同じく６月21日９時30分より、指名調査委員２名と受人立会いの上、調査してまいりました。貸人については、電話で確認をいたしました。申請地、申請目的については、議案書のとおりであります。

申請地は、旧笠間市役所の南側の崖の下の住宅地の一角です。東側道路、西側、南側、北側、宅地となっております。受人の理由としまして、現在露天商を営んでおり、商品の出し入れと車の出入りにも、自己住宅の入り口が狭く、隣接の土地を購入し駐車場に充てたいということです。渡人については、受人の要望に応えるということです。取水、雑排水等は、特にありません。近所の農地への影響としては、ありません。その他、自己資金でやります。権利関係については、売買ということで間違いありません。

以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

続きまして、調査番号47番につきまして、調査結果を報告いたします。

去る６月24日13時頃より、指名調査委員２名と代理人及び渡人の奥さん立会いの上、現地を調査してきました。申請地、申請目的等については、議案書のとおりであります。

申請地は、笠間消防署の国道を挟んで、前方南側100メートルくらいの宅地の一角であります。東、西、南側は宅地、北側は道路となっております。受人は建設会社を営んでおり、建て売り住宅を２棟建てる計画ということです。また、渡人は、相手側の要望に応えるということです。農地を管理するのも困難になってきているということです。取水

は公共水道、雑排水は公共下水道、その他近辺の農地に対する影響はありません。資金計画については自己資金、その他権利関係については売買ということであります。

以上のことから、許可相当と判断しますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

続きまして、48番につきまして、調査結果を御報告いたします。

6月22日9時30分頃より、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査を行いました。受人、渡人両方については、電話で確認をさせていただきました。

申請地は、47番と同じ場所で、笠間消防署の手前のところであります。受人の理由としては、自己住宅が越境して渡人の土地に幅で約20センチくらいのところで屋根がかぶっているということで、そこについて贈与をしていただくということであります。渡人については、不要な土地というか、以前から作付していないので譲渡しますということであります。付近の農地への影響については、ありません。権利関係は、贈与ということで間違いありません。

以上の結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

続きまして、調査番号49番につきまして、調査結果を御報告いたします。

去る6月21日8時頃より、指名調査委員と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。受人、渡人については、電話にて確認をいたしております。申請地、申請目的等については、議案書のとおりであります。

申請地は、国道50号より、イオン笠間店前を過ぎ一つ目の交差点信号より50メートルくらい先に進んだところの右側であります。東側、西側は道路、南側が宅地、北側も現在は宅地となっています。受人の理由としまして、申請地近くで営業をしています、建屋が狭く商売もやりづらいということで、現地のほうに移転をし、営業したいとのことあります。現在のところは、駐車場も車6台くらいしか止められず小さいので、駐車場も使えるようにしたいと、そういうことあります。渡人については、土地の有効利用を考え、賃貸としたい。また、その場所は以前より駐車場として使用していたために、農地ということもよく分からず使っていましたのでということで、始末書も添付されております。

取水等は公共水道、雑排水は公共下水道であります。その他農地への影響については、ありません。資金計画は自己資金、権利関係については賃貸借ということで間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の50について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 番号50につきまして、調査の結果を報告いたします。

6月23日、指名調査委員2名と代理人の方と現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は贈与です。

場所は、国道50号線石井信号を宇都宮方面へ2キロほど入った左側のところでした。譲受人と譲渡人は、親子関係です。譲受人は、子供が育ち実家が手狭になってきたことや、結婚当初から家を持とうと考えていた。譲渡人は、譲受人の希望に応じるとのことです。

隣接状況は、東側は道路、南側は宅地、西側は宅地、北側は道路ということで、周囲への影響はありません。取水計画は井戸水、排水計画は合併浄化槽の宅地内処理、雨水、排水は敷地内処理とのこと。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の51について、議席番号7番、16番委員より調査報告をお願いします。

○7番（入江保夫君） 申請番号51につきまして、御報告いたします。

6月22日、指名調査委員全員及び届出代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。申請場所、譲渡人、譲受人の住所氏名は、議案書のとおりです。権利移転は売買で、転用目的は太陽光発電施設です。

申請場所は、地域交流センターいなだの北側のところ。申請理由としては、譲受人は当該農地を譲り受けて事業拡大をし、太陽光発電事業用地として利用したいということです。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、譲受人の意向に応じるとのことです。

隣接状況は、東側が畑と宅地、南側が公道、西、北側が遊休地となっており、隣接地への日照、通風等の影響はないと判断されます。また、申請に関する書類も完備されており、許可相当と思われます。御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の52、53について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いします。

○4番（石川 馨君） 番号52番につきまして、報告をいたします。

6月23日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者につきましては、電話で確認をしております。申請者、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、清浦齒科前十字路より南へ100メートル辺りの右側です。申請地は分筆され、境ぐい打たれておりました。申請理由につきましては、結婚後も実家に同居していましたが、独立するため、母所有の休耕地を使用貸借をして自己住宅を建てたいためであります。譲渡人は、息子夫婦に協力することでありました。

隣接状況は、三方が市道、北側が母所有の休耕地であります。取水計画は市水道引込み、排水計画は公共下水道への放流であり、雨水は敷地内浸透であります。関係書類も完備されており、許可相当だと思いますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号53番について、調査の結果を報告いたします。

6月23日、指名調査委員2名と代理人、譲渡人家族立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的については、議案書のとおりでございます。

申請地は、常磐道友部サービスエリア下り、スマートインター出口を南へ200メートルぐらい行ったところですが、譲渡人と譲受人の関係ですが、譲渡人は譲受人の合同会社の代表となります。申請理由は、現在サツマイモの収量が増したため、保管庫が必要となったため、キャリング倉庫を建築するとのこと。権利関係は売買です。

隣接地の状況は、東側は宅地、市道、西側は畑、南側は市道、北側は畑となります。また、日照、通風に関しても問題ないと見てまいりました。取水、雑排水は、倉庫のため、ありません。雨水は敷地内浸透処理です。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と見てまいりました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の54、55について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 申請番号54番につきまして、調査の結果を報告します。

6月20日午前9時より、指名調査委員2名と申請人の立会人の立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請理由は、議案書のとおりです。

申請地は、友部駅北口より北へ100メートル、東へ50メートルぐらい入った畑地の栗畑です。周りは住宅も建っていました。買受人は、自己用住宅を建築したいということで、現在はアパートに住んでいますが、子供も大きくなったので家を建て、実家のトマト栽培をするために通勤農業をしたいということです。それから売人は、相手の要望により譲渡しをするということです。

周辺の状況は、南側、西側は農地、畑、北側、東側は道路となっております。農地への通風なり、影響はないものと見られます。取水は、北側市道より上下水道引込み、排水計画は、北側市道に公共下水排水が通っていますので、それを利用するということです。雨水は、敷地内浸透ということです。権利状況は売買ということです。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、申請番号55番につきまして、調査の結果を報告します。

同じく6月20日9時30分より、指名調査委員2名と申請人の立会人の下、現地調査を行いました。申請地、申請人、申請理由は、議案書のとおりです。

申請地は、友部駅北口から東へ100メートルぐらい行った笠間市児童館前を、50メートルぐらい北側に入った畑地です。受人は、事業拡大のため、診療所の建築工事をする。渡人は、相手の要望により譲渡するということです。転用目的は、事業用地、診療所開設で、2,356.18平米ということで大きな敷地です。

周辺状況は、南側が畑、北側が道路、それからデイサービス施設、東側と西側は道路です。周辺農地への影響は、敷地内に砕石を敷いて浸透槽を設け、コンクリートブロックを設けて設置するため、隣接地への雨水、土砂等の流出はありません。

それから、市道に上下水道が整備されていますので、計画地内に受水槽を介して利用するということです。それから、雨水等は敷地内に雨水浸透槽を設けて、敷地内処理をするということです。それから、医療用排水施設、医療用浄化槽も設けて、雑排水とともに公共下水道に流すということです。

以上のことから、書類も整備されております。許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の56について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 調査番号56について、調査の結果を報告いたします。

6月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町のタカタ石材グラウンド前交差点の南東側です。譲受人の申請理由は、現在営業している店舗の借地契約が満了となり、店舗及び駐車場敷地を返還することになり、移転先を探していたところ、今回、現店舗の道路を挟んだ向かい側の土地を地権者が快く応じてくれたためとしております。譲渡人の理由は、相手の要望に応じるためとしております。

隣接地の状況は、東側が宅地、西側、南側が譲渡人の休耕中の田、北側が道路となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、汚水、雑排水については公共下水道、雨水については敷地内浸透処理です。権利関係は賃貸借でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の57から62について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号57につきまして、調査の結果を説明いたします。

6月22日、調査委員及び推進委員の3名により、譲渡人、譲受人の代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は使用貸借です。

申請地は、国道355号線沿いのセブンイレブン岩間下郷店の南側を西に100メートルほど入ったところですが。譲受人の申請事由は、現在の実家では手狭なため、父及び知人名義の土地について、自己住宅及び進入路とするため申請するというものです。譲渡人の申請事由は、申請人の要請により貸付けするというものです。

取水は井戸水、雨水、排水は敷地内浸透処理を行う計画です。東側は畑、西側は道路及

び畑、南側は畑及び宅地、北側は山林で、隣接地への日照、通風等、農地への影響はないものと判断いたしました。資金計画は自己資金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されるので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号58から61の4件について、隣接地で一つにまとまっており、同じ太陽光発電事業を目的とし、同じ施工業者による開発許可の申請案件であるので、一括して調査の結果を説明いたします。

6月22日、調査委員及び推進委員の3名により、現地を調査してきました。申請代理人が遠方であるので、電話により確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、国道355号線のバイパスと旧道の合流地点信号から、旧笠間方面に北に50メートルの丁字路を左折し、採石場に向かう道を西に1キロメートルほど進んだ左側の土地です。現況は傾斜地で、灌木と雑草の生い茂る遊休地です。譲受人の申請事由は、いずれも太陽光発電施設設置のためというものです。譲渡人の申請事由は、いずれも畑の管理に困っていたところ、購入の話があり、売却することにしたというものです。

取水はありません。雨水、排水は、1637の1番地の土地に共同使用する貯留槽を設け、敷地外に出ないようにし、付近に雨水や土砂が流入しないよう管理する計画です。また、周囲にフェンスを設置し、定期的に除草を行う計画です。東側は道路、雑種地、西側は畑地、南側は道路、北側は資材置場で、周囲への影響はないものと判断いたしました。資金計画は、借入金及び自己資金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号62につきまして、調査の結果を説明いたします。

6月22日、調査委員及び推進委員の3名により、譲渡人、譲受人の代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、岩間駅北側踏切から主要地方道水戸岩間線を東に約1キロメートル進み、南側に右折して200メートルほどの宅地の介在するところです。譲受人の申請事由は、現在借家に住んでおり、子供2人も大きくなり手狭になってきているため、自己住宅を建築するというものです。譲渡人の申請事由は、譲受人の希望に応えるためということです。

取水は上水道を利用、汚水、雑排水は、公共下水道に接続、雨水、排水は、浸透枳により宅地内処理する計画です。東側は宅地、道路、西側は雑種地、南側は畑、北側は宅地で、隣接地への日照、通風等、影響はないものと判断いたしました。資金計画は、借入金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の63、64について、議席番号14番、15番委員より調査報告をお願いします。

○14番（小沼 祐君） 番号63について、調査結果を報告いたします。

6月22日10時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐道岩間インター入り口を西へ100メートル行き、左折して300メートルの右側です。譲受人の申請事由は、事業拡大のために太陽光発電事業として利用するためです。譲渡人の申請事由は、耕作が困難なため、譲受人の申出により譲ることにいたしました。

隣接状況は、東側は道路、南側は太陽光、西側は畑、北側は太陽光です。取水、汚水、雑排水は、なし。雨水は自然浸透です。防草対策として防草シートを張るそうです。その他影響がないと見てまいりました。このほか関係書類について完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

続きまして、番号64について、調査結果を報告いたします。

6月25日夕方5時より、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355岩間バイパス、常陸農協土からのたより店から南へ200メートルの交差点の左側です。譲受人の申請事由は、我が家で栽培している栗を生栗で販売するよりも、収益の高い焼き栗にして販売することにより所得向上を図りたいために、直売所を造ることです。譲渡人の申請事由は、親子関係にあり、後継者の要望に応じたいということです。

隣接状況は、東側は畑、西側は道路、南側は道路、北側は畑です。汚水は、仮設トイレをリースにより設置、手洗いは自然浸透により処理、雨水は敷地内自然浸透、その他影響がないと見てまいりました。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の53につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の45、49、62及び63につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農地法第3条買受適格証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農地法第3条買受適格証明願についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 買受適格証明願について、調査結果を報告します。

6月22日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、室野池の西側です。国道355号の手前に室野池があり、その西側です。申請理由は、経営面積の拡大を図り、経営の安定を図る。畑の耕作については、栗の栽培を行います。農機具、トラクター、軽自動車等を有しています。そのほか関係書類についても完備しており、適格と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農地法第3条買受適格証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定
について

○議長（永田良夫君） 日程第 8、議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、14 ページから 17 ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が 8 件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が 5 件、賃貸借権の設定が 3 件となります。合計 12 筆、2 万 2,445 平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書 14 ページから 17 ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第 6 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限を受ける案件が 1 件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第 6 号、番号の 64 について審議いたします。

審議が終了するまでの間、5 番伊藤孝洋委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 39 分休憩

午後 2 時 40 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 6 号、番号の 64 について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 6 号の番号 64 は、原案どおり決定されました。

それでは、5番伊藤孝洋委員が入場しますので、暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時41分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く7件について審議いたします。
お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く7件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く7件について、原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを御説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページから23ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が10件となります。

権利関係は、賃貸借権の設定が10件となります。合計25筆、4万259平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書18ページから23ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第7号、番号68について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号、番号68について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号の番号68は、原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第7号、番号71について審議いたします。

審議が終了するまでの間、14番小沼 祐委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号、番号71について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号の番号71は、原案どおり決定されました。

それでは、14番小沼 祐委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時46分休憩

午後2時46分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第7号の2件を除く8件について審議いたします。
お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の2件を除く8件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第7号の2件を除く8件について、原案どおり決定されました。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、24ページから31ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が3件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が6件となります。合計44筆、10万5,281平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書24ページから31ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各

要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

ここで、追加議案が提出されますので、配付させます。

暫時休憩といたします。

午後2時49分休憩

午後2時50分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議案第9号が提出されました。これを日程に追加し、議案といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、日程に追加し、議案とすることに決定をいたしました。

日程第11、議案第9号は、農政課職員が説明のため入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取についてを議題といたします。

議案第9号について、農政課より説明願います。

○農政課（安蔵幸子君） 笠間市農政課の安蔵と申します。私のほうから、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、御説明させていただきます。

それでは、着座にて失礼させていただきます。

本日の案件なんですけど、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と案件名がちよっと長いので、説明の中では基本構想と述べさせていただきます。

今回の変更の理由ですが、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正されたことに伴う変更となっております。法律の中で、都道府県は農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めることとなっており、今回の法改正を受け、茨城県で定める基本方針が先月5月に変更されました。この県の基本方針の策定期間に合わせて、基本方針に沿うような内容で市町村の基本構想を定めることと法律で定められているため、今回変更するものであります。

県の基本方針が今回の法改正部分を反映した一部変更でしたので、それに合わせて市の基本構想も、全体の見直しではなく一部変更という形で案を作成させていただきました。

それでは、タブレットの基本構想案の見え消しのほうの資料で、今回の変更部分について御説明させていただきます。

ページ数につきましては、タブレットのほうに表示されるページ数で説明をさせていただきます。

まず、1ページ目が表紙となっております。

2ページ目、こちらが目次となっております。目次の項目につきましては、法律で定めるべき事項となっているものでして、今回、第3の「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」、こちらが追加されまして、新たな第4の部分では、後半のところなんですけど、「その他農用地の利用改善に関する事項」というところが「効率的かつ総合的な利用」に変更となりましたので、併せて変更させていただきました。

続いて、3ページ目からが基本構想の本文となっております。

まず、本文の表記の句読点につきましては、公用文の作成の考え方というのが昨年の4月から変更になりまして、読点は原則としてコンマではなく点で表記することとなりましたので、全て読点を点に変更しています。

今回の変更部分に関しましては、基本的に県の基本方針に文言を合わせるような変更、それと国で示された記載例を基にした変更をしております。ページの右端に変更理由のコメントを入れさせていただいておりますが、コメントをお読みいただければお分かりいただける部分に関しましては、説明は割愛させていただきまして、農業委員会の皆様に関わりのある部分などを中心に御説明させていただきます。

まず、3ページ目の下の部分ですが、今回の法改正の主な内容として、人・農地プランの法定化がございます。人・農地プランが「地域計画」という名称に変更になりましたの

で、県の基本方針の文言に合わせて変更をしました。次の4ページ目以降も、人・農地プランは、全て「地域計画」ということで変更しております。

続いて、ちょっと飛びまして、6ページ目の上から2行目ですが、みどりの食料システム法の制定に伴う法律の廃止により、エコファーマーの認定制度も廃止されましたので、みどりの食料システム法の趣旨に沿って、「エコファーマーの推進」を「環境負荷の低減に資する事業の促進」に変更しております。

続いて、7ページ目からの第2については、変更はございません。

ページ飛びまして、15ページ、第3「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が新設されまして、1から3まで、国の記載例に基づき作成をいたしました。農業委員会に関連する部分につきましては、3の関係機関の役割分担の部分で、農地の確保については「農業委員会」と記載させていただいております。

次に、16ページの第4につきましては、目次のところでも御説明しましたが、法改正に伴い「農用地の利用関係の改善」から「効率的かつ総合的な利用」に文言が変更となっております。

また、2の(2)今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョンの部分で、地域計画の策定を通じた団地面積の増加について、国の記載例に基づき記載しております。

17ページの第5につきましては、ページの上半分に、もともと①から⑥まで定めるべき事項がありましたが、項目の変更がありましたので、①から⑤までの5項目に変更しております。

1につきましては、「利用権設定等促進事業に関する事項」から「地域計画の策定と利用権の設定等の促進事業に関する事項」になったため、項目と内容を変更しております。

農業委員会に関連する部分としては、2段落目の「参加者については」とある部分ですが、地域計画の策定に当たりまして、地域の農地のことを一番熟知しております農業委員の皆様と農地利用最適化推進委員の皆様なくしては、地域の協議は進みませんので、協議の場の参加者として記載をさせていただきました。

また、4段落目の「市は地域計画の策定に当たって」という部分なんですけれども、こちらは、農業委員会とも、地域計画の策定に当たって連携して行っていくことを記載させていただいております。

また、下から2行目の段落についてですが、法律の中で地域計画は令和7年の3月31日までに公表することとなっているため、それまでは今までと変わらず農用地利用集積計画による利用権設定ができるので、経過措置として記載させていただいております。

次に、18ページから24ページの頭のところまでは、もともと基本構想の内容として定めることとなっていた部分が削除されたため、(1)から(13)の項目を削除させていただいております。

飛びまして、24ページの3、農用地利用改善事業の実施の促進に関する事項につきまし

ては、基本構想の内容として定めるべき項目、(1)から(8)までを27ページまで記載をしておるところでございます。

27ページの下の方、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項、こちらにつきましては、先ほど説明しました第3として新設されましたので、そちらに同様の内容を記載させていただいております。

28、29ページは、御覧のとおりでございます、30ページ以降の別紙1と別紙2の部分につきましては、削除となった項目に関連する部分ですので全て削除させていただいております。

以上が、今回の基本構想の変更部分の説明になります。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 農政課からの説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

○ 8 番（長谷川愛子君） すみません。自分が関連していて分かっている知識の中でなんですけれども、14ページ、タブレットのほうは14ですね、ここのところの7番の施設花卉、露地花って、花卉ってことだと思うんですけれども、施設ハウス、小菊、7月、8月出荷と書いてあるんですけれども、笠間市で7月、8月出荷のときに施設ハウスで小菊をやっているところを私は知らないんですけれども、あるんですか。これが例として挙がるということは、あるってことですよ、平均値として。

○農政課（安蔵幸子君） こちらなんです、県で出されている経営指標を基にこちら記載させていただいております。

○ 8 番（長谷川愛子君） ということは、理解する中として、ここは笠間市という地域じゃなく県の中を書いているんですということでもいいんですね。県ではこれが普通ですという平均値を挙げているという認識で。

○農政課（安蔵幸子君） 市町村の基本構想が県の基本方針の内容に沿ってというところがございまして、それで県の方針に沿ったような内容で入れさせていただいているというところがございます。

○ 8 番（長谷川愛子君） ありがとうございます。

○議長（永田良夫君） そのほか御意見ございますか。

暫時休憩いたします。

午後3時04分休憩

午後3時07分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） ないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定されました。

ここで、農政課職員が退席しますので、暫時休憩といたします。

午後3時08分休憩

午後3時14分再開

○議長（永田良夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号7番、16番委員より報告願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号1、2につきまして、御報告いたします。

最初に、申請番号1について、6月19日、指名調査委員と申請代理人の立会いの下、現地調査を行いました。申請場所、借人、貸人の住所及び氏名は、議案書のとおりです。

権利移転は賃借で、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。なお、申請場所の面積は544平米となっておりますが、今回の基地設置面積は、そのうちの144.8平米が賃借となっています。

現地場所は、北関東高速道路笠間西インターから東に300メートル進み、丁字路を右折した後に500メートル行った右側のところです。

今回の申請に対し、農業振興地域内のため、笠間市農業振興地域整備計画の変更に関わる届出書を市役所へ提出し受付済みということと、笠間地区土地改良区からの意見書においても了解の回答を得ていることから、特段の問題はないと思われます。御審議をお願いします。

引き続き、申請番号2について、御報告いたします。

6月19日に、指名調査委員、申請代理人の立会いの下、現地調査を行いました。申請場所、貸人、受人の住所及び氏名は、議案書のとおりです。

権利移転は賃借で、転用目的は、先ほどの申請番号1の携帯電話の設置基地の工事の用地です。

申請場所は、先ほどの面積の544平米のうち、今回は370.67平米のところを賃借というこ

とです。申請場所は、先ほどの1のところ です。隣接状況は、北、東側は遊休地、南、西側は公道となっており、周囲の影響はないと思われます。なお、この賃借についての期間は、令和6年1月4日から同年12月28日の間の賃借となっております。

なお、申請に関する書類も完備されており、許可相当と思われます。御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号17番、18番委員より報告願います。

○18番（田山悦子君） 番号3につきまして、調査の結果を御報告いたします。

6月22日、指名調査委員2名と笠間市水道課担当者立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地につきましては、県立こころの医療センターの交差点を友部航空無線通信所沿いに南へ1キロメートルほどの左手でございます。転用の目的は、中継場の建設であり、権利の設定は所有権移転でございます。

設置場所の隣接状況につきましては、西側は道路、北側、南側は宅地、東側は休耕中の畑となっており、特に問題はないものと見てまいりましたので御報告いたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、33ページから45ページになります。

番号44は、耕作者が見つからなかったため、合意を解約するものです。

番号45は、農地転用申請のため合意を解約するものです。

番号46は、農地集約のため合意を解約するものです。

番号47は、経営移譲のため合意を解約するものです。

番号48は、条件が悪く作付できないため、合意を解約するものです。

番号49は、農地集約のため合意を解約するものです。

番号50は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号51は、耕作者が見つからないため、合意を解約するものです。

番号52は、耕作者が見つからないため、合意を解約するものです。

番号53は、自己使用するため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第14、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御報告いたします。

議案書につきましては、46ページになります。

番号8は、水戸地方法務局から令和5年6月1日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和5年6月9日金曜日午前9時から、御覧の調査委員と事務局で調査をいたしました。

場所は、涸沼川から県道石岡城里線を北上し、仁古田の信号を右折し、県道大洗友部線を東へ約350メートル進んだ右側のところにありました。現地の状況ですが、宅地の敷地であったことから、水戸地方法務局へは6月12日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第15、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の9について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号9番について、調査結果を報告いたします。

6月24日、指名調査委員及び推進委員と届出人立会いの上、現地調査を行いました。届出地は、国道355号線バイパスと県道上吉影岩間線との交差点から、片倉方面に向かって100メートルぐらい行った左側の奥に入った土地です。

届出地については、届出どおりに改良工事が完了していたことを確認してまいりました

ので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第16、報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、48ページになります。

番号2、番号3の所在、所有者、権利の内容等は、議案書に記載のとおりです。

申請事由は、所有する農地を公益社団法人茨城県農林振興公社の農地中間管理機構の特例事業の用に資するもので、この届出で農林振興公社へ所有権を移転するものであります。

この件につきましては、今後、農地法第3条の規定による許可申請が出されることになります。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第6回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時26分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

13番 委 員

14番 委 員